

## 高血圧、脂質異常症、糖尿病にて通院中の患者さんへ

2024年6月1日からの診療報酬改定に伴い「生活習慣病管理料（II）」を算定することになりました。

厚生労働省の指針に従い「糖尿病」「高血圧症」「脂質異常症」のいずれかを主病で通院する患者様には、**個人に応じた療養計画書に基づいた指導が必須**となります。

### ■対象となる患者様

「糖尿病」「高血圧症」「脂質異常症」いずれかが主病の方

### ■生活習慣療養計画書

患者様個人に応じた療養計画書を作成いたします

**※初回のみ署名（サイン）をいただきます**

### ■開始時期

2024年7月1日（月）～

皆様のご理解・ご協力のほどよろしくお願いいたします。